

平成 21 年度文部科学省委託事業
地域スポーツ人材の活用実践支援事業

運動部活動指導の手引き



平成 22 年 3 月

長野県地域スポーツ人材活用促進委員会

長野県教育委員会事務局スポーツ課

運動部活動の一層の充実を目指して

部活動は学校の管理下で行なわれる活動であり、学校教育目標の具現に向けて、各学校が計画する教育活動の一つです。生徒が大きな期待を寄せる活動である一方、様々な問題も抱えています。

長野県教育委員会は、平成15年、中学校運動部活動「長野モデル」検討委員会を立ち上げ、その改革に向けた取り組みを始めました。また、平成17年からは、中学生期のスポーツ活動について協議するための「スポーツ活動運営委員会」の設置を進めてきています。平成21年8月現在、全中学校区の73%に委員会が設置され、地域・家庭・学校が協力する体制が、徐々に整いつつあります。

今年度、長野県教育委員会は、長野県地域スポーツ人材活用促進委員会を立ち上げ、運動部活動の指導者の確保と有効活用に向けた調査と、顧問教師と外部指導者の連携の在り方について検討をしてきました。

委員会の中では「部活動において、外部指導者が力を十分に発揮するためには、学校関係者、外部指導者がともに、部活動についての理解を深める必要がある」学校教育における部活動の位置付けや顧問と外部指導者の役割などを明らかにする必要がある」など、課題が洗い出されました。

本冊子は、委員会の中で議論されてきたことを、これまでの長野県の部活動改革の流れを踏まえて「運動部活動指導の手引き」としてまとめたものです。運動部活動にかかわる方々に本冊子をご一読いただき、部活動を理解するための一助としていただければ幸いです。

今後、長野県の運動部活動が一層充実し、発展していくことを期待しております。

長野県教育委員会事務局
スポーツ課長 飛沢 文人

運動部活動指導の手引き

目 次

1	長野県の運動部活動改革の流れ	1
2	部活動の意義と課題	3
3	運動部活動顧問の役割	5
4	指導のポイントQ & A	7
5	外部指導者の心得	18
6	良い指導者になるために	21
7	緊急時の対応	22
8	応急処置	
	（1） 運動にかかわる事故を防ぐポイント	24
	（2） 熱中症にご用心	25
	（3） A E Dを用いた救命処置の要領	27
9	資料	
	文部科学省	
	・ 中学校、高等学校における運動部の指導について	30
	・ 中学校、高等学校における運動クラブの指導について	32
	・ 中学校及び高等学校における運動部活動について	33
	長野県教育委員会	
	・ 児童・生徒の体育活動による事故防止等について	34
	・ 中学校・高等学校の運動部活動等における事故防止について	35
	・ 中学校部活動の適正な運営について	37
	・ 児童生徒の運動競技について	38
	・ 中学校における部活動の適正な実施について	40
	・ 中学校における今後の運動部活動改革の方向について	41
	・ 中学校における部活動の適正な実施について	43
	長野県中学校体育連盟	
	・ 長野県中学校総合体育大会・地区大会・新人大会引率規程	44
	・ 長野県中学校総合体育大会 合同チーム参加規程	46

1 長野県の運動部活動改革の流れ

これまでの、長野県における運動部活動改革の流れを見てみましょう。

平成14年6月10日付け

「中学校における部活動の適正な実施について」(通知)

完全学校週5日制が導入されたことを機に、過熱する傾向にある部活動に対して、適正な運営の方向を示す。

- ・部活動と部活動以外の教育活動のバランスをとる。
 - ・週休日等は、原則として部活動を行なわない。月曜日から金曜日の間に、学校全体で部活動を行なわない日を設ける。
 - ・始業前の活動について検討する。
 - ・長期休業中の部活動についても適正な実施に努める。
- (9資料P40「中学校における部活動の適正な実施について」参照)

平成15年5月14日～

第1回中学校運動部活動「長野モデル」検討委員会

運動部活動の意義を認める一方、多くの問題を抱えていることを認識する中、中学校運動部活動「長野モデル」検討委員会を立ち上げ、22回の委員会を開催し、スポーツ振興・生涯スポーツ社会の実現に向けた部活動の在り方について検討を重ねた。

平成16年12月

中学校運動部活動「長野モデル」提言

- 1 開かれた運動部活動を目指した運動部活動運営協議会の設置
- 2 ニーズに応じた顧問・外部指導者の確保と研修会等の充実
- 3 入部生徒誰もが競技力の向上を実感できる指導体制の確立
- 4 運動部活動をサポートし生涯スポーツ振興につながる予算措置

平成17年3月25日付け
中学校における今後の運動部活動改革の方向について

生涯学習の一環としてのスポーツ活動を地域・学校・家庭がともに力を合わせ、子どもたちに保障していくことが必要

各市町村教育委員会は、「スポーツ活動運営委員会」を中学校校区ごとに設置

スポーツ活動運営委員会で、地域・学校それぞれの課題に沿って協議

(「スポーツ活動運営委員会」については、4指導のポイントQ & A P16参照)

平成19年度までに各中学校校区に「スポーツ活動運営委員会」を設置。

週休日・休日にスポーツ活動を行う場合は、可能な限り地域のスポーツクラブとして実施。

(9資料P41「中学校における今後の運動部活動改革の方向について」参照)

平成21年8月現在、192の中学校区のうち141の校区において、スポーツ活動運営委員会が設置されました。

長野県教育委員会では、適正なスポーツ活動の実施を目指し、スポーツ活動運営委員会の設置支援を行なうとともに、設置された委員会が機能するよう運営支援を行なっています。

2 部活動の意義と課題

平成20年3月告示の中学校学習指導要領 総則「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」に、部活動の意義、留意点、配慮事項が明記されました。

学習指導要領

(中学校 第1章総則第4の2(13))

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

< 意義 >

学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等。

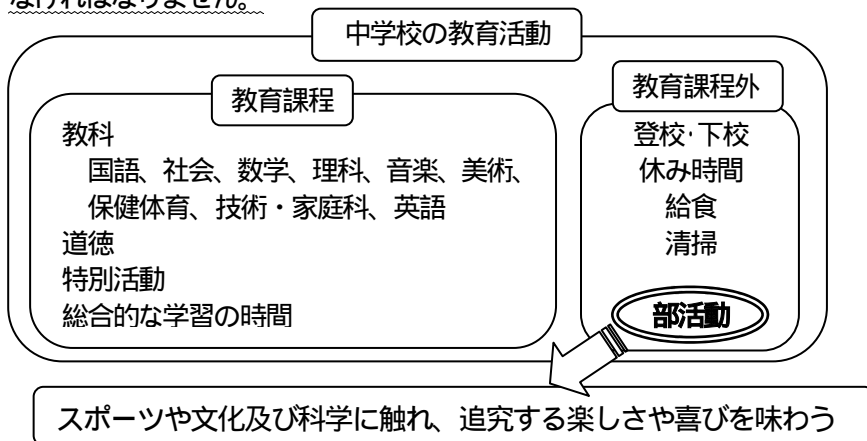
< 留意点 >

各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるようにする。

< 配慮事項 >

地域や学校の実態に応じ、社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。

部活動は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの授業とは異なりますが、給食や清掃、朝や放課後の活動などと同様、学校の管理下で行われる活動です。学校教育目標の具現に向けて、各学校において計画する教育活動の一つであり、生徒の自己実現につながるものでなければなりません。



運動部活動の意義

喜びと生きがい
生涯にわたってスポーツに親しむための基礎作り
体力の向上と健康の増進
豊かな人間性の育成
明るく充実した学校生活の展開 等

一方、運動部活動が抱える課題

勝利至上主義に走る指導
・適正な活動時間 ・休息日の確保 ・体罰 等
顧問の種目に対する専門性
顧問の負担感
部員数の減少
生徒や保護者のニーズの多様化
部活動と社会体育の関係 等

3 運動部活動顧問の役割

運動部活動の顧問が担う役割は多岐にわたっています。

1年を通して行なうこと

- 1 活動計画の作成
 - ・一ヶ月の活動計画
 - ・一週間の活動計画
- 2 技術指導
- 3 生活指導
- 4 安全管理
 - ・施設や備品の点検、整備、補充
- 5 安全指導
- 6 健康管理
- 7 連絡・調整
 - ・保護者
 - ・外部指導者
 - ・他の部活動顧問
 - ・他校の部活動顧問
 - ・競技団体
 - ・中体連専門部会 等
- 8 引率計画の作成と引率
 - ・講習会
 - ・練習試合
 - ・大会 等
- 9 庶務関係
 - ・大会への参加申し込み
 - ・部活動通信の発行 等

年度当初に行なうこと

- 1 活動方針の決定
 - ・運営・指導方針の決定
- 2 活動計画の作成
 - ・年間活動計画の作成
- 3 入部に関する手続き
- 4 個人情報の管理
 - ・名簿の作成
 - ・連絡網の作成
- 5 保護者説明会の開催

年度末に行なうこと

- 1 活動報告
- 2 活動評価

金銭管理に関することだけを抜き出してみました。

- 1 予算書の作成
- 2 学校から配当される部の予算の執行
- 3 収支報告書の作成
- 4 会計監査

どの時期に、どのようなことをしなければいけないか、把握しておきましょう。

顧問教師の担う役割の一部を外部指導者にサポートしてもらうことはできますが、そのすべてを任せることはできません。部活動の運営は顧問教師の役割です。

4 指導のポイントQ&A

Q 1 運動部活動を運営する上で大切にしなければいけないことはどんなこと？

A 1 学校教育目標や学校の部活動運営方針等に基づいて活動方針を決定

生徒の願いや保護者の思いを踏まえて活動計画を作成

部活動への参加は、あくまでも、生徒の自主性や自発性によるものです。生徒の気持ちを最大限尊重し、部活動を通じて生徒一人ひとりに達成感や満足感、自己肯定感を育むことを大切にします。

Q 2 1年間の練習計画はどのように立てたいの？

A 2 試合を起点にして計画を立てます。種目によって異なりますが、準備期、試合準備期、試合期、基礎期など、1年を大きく括ってメリハリのある練習計画を立てます。

準備期 ... 基本的技能の獲得を目指す練習

試合準備期 ... 応用的技能の獲得を目指す練習
練習試合を行なう

試合期 ... 実戦形式の練習

基礎期 ... 基礎体力作りを目指す練習

1年間をイメージした練習計画例

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

総合体育大会に向けて	
試合準備期	試合期

新人戦に向けて		
準備期	試合準備期	試合期

総合体育大会に向けて 基礎期

Q 3 1週間の練習計画はどのように立てたらいいの？

A 3 部活動は、生徒の願いを叶えたり、課題を解決したりする活動でなければなりません。だからといって、同じ練習ばかりを繰り返していたのでは飽きてしまいます。次の点を考慮して、練習計画を作成してみましょう。

曜日によって練習の量や質を変える。

種目に関する知識を蓄えるため、座学による学習会を行う。

活動を振り返るミーティングを行なう。

1週間の練習計画例

月	火	水	木	金	土または日
技術練習	技術練習 体づくり	休息日	技術練習	技術練習 学習会 ミーティング	練習試合

毎月第1金曜日 学習会

第3金曜日 ミーティング

第2・4金曜日 技術練習

試合準備期、週末の1日を部活動とすることで練習試合を行なう

Q 4 部活動に休息日は必要なの？

A 4 部活動が学校教育の一環として行なわれている状況を踏まえ、生徒のバランスの取れた能力の伸長、心身ともに健康な成長という観点からも、部活動が生徒にとって、肉体的に、そして、精神的に過度な負担とならないよう、休息日を適宜設けていく必要があります。

月曜日から金曜日の間に、学校全体で部活動を行なわない日を設ける。(朝と放課後)

日曜日、土曜日、及び祝祭日には、原則として部活動を行なわないこと。

(9資料P40「中学校における部活動の適正な実施について」参照)

Q 5 長期休業中の練習はどうしたらいいの？

A 5 長期休業中は、家族の一員としての役割を果たしたり、地域の中で活動したりする機会があることを踏まえ、生徒にとって過度な負担とならないように、配慮する必要があります。

午前・午後を通じて活動を行なわない。

長期休業の全期間にわたって部活動を行なわない。

・学校として活動日数を決める。

保護者への説明を行なう。

(9 資料 P 40 「中学校における部活動の適正な実施について」参照)

Q 6 練習試合を組むときに注意することはどんなこと？

A 6 日頃の練習の成果を確かめたり、自分やチームの力を把握したりすることにより、生徒の練習に対する目的意識は高まりますので、有効に練習試合を組みましょう。対戦する相手によって生徒が得るものは異なりますので、どのような目的で行なうかを明らかにした上で、対戦相手を決めて実施します。

練習試合を行なう場合の流れは以下のとおりです。

校長の許可を得る。

他校と日程の調整をする。

(自校で行なう場合は、他の部活動顧問とも調整)

引率計画を作成する。

活動時間 (特に下校時刻、解散時刻)、引率者、参加生徒、活動場所、移動方法等を記述

自校の教職員、保護者に引率計画を配布し、周知する。

Q 7 部員数が少ないと大会に出場できないの？

A 7 日本中学校体育連盟、ならびに、長野県中学校体育連盟は、単独でチームを編成することのできない学校に対して、合同チームでの大会参加を認めています。

単独でチーム編成ができない部活動に対する救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成ではありません。

(9 資料 P 46 「長野県中学校総合体育大会 合同チーム参加規程」参照)

Q 8 生徒の意欲を高めるにはどうすればいいの？

A 8 生徒との日常的なコミュニケーション

生徒の願い、課題など、実態を把握する。

機をとらえた指導

- ・ 誉めるべきは誉めて伸ばし、叱るべきは叱って正す。
生徒が納得できる指導を行なう。
- ・ 生徒の願いや課題に応える技術指導を行なう。

生徒の部活動運営への参画

- ・ 定期的にミーティングを開き、活動状況をチェックさせ、活動を修正させる。
- ・ 部活動日誌を作成し、部員が交代で練習内容や気が付いた点を記録させる。
- ・ 練習メニューを考えさせる。

部長会の開催

- ・ 各部の部長による部長会を開き、他の部と情報交換をさせる。
- ・ 活動時間の厳守、交通ルールを守った登下校など、生徒の手で、規律ある部活動運営をさせる。

Q9 部活動を辞めたい生徒にはどう対応したらいいの？

A9 生徒の自主的・自発的な参加によって行われる部活動では、入部も、活動の継続も、生徒の意思が尊重されることが大切です。「開かれた部活動」として、誰もがいつでも入部でき、場合によっては退部や転部ができる状況を保障することが大切です。特に、生徒が退部を希望した場合、顧問教師と担任が連携して生徒の相談に乗り、転部しやすい状況を整えることも必要です。

望ましいのは、生徒が転部や退部を考慮することなく、部活動に取り組むことです。そのためには、入部前に、生徒が自分の適正を見極める時間と機会を十分に確保し、納得したうえで入部できるシステムを作ることが大切です。

Q10 体罰って.....？

A10 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

愛のムチ...、信頼関係があるので...、強くするためには...、例えどのような理由をつけようとも体罰は認められません。また、豊かな人間性の育成や明るく充実した学校生活の実現を目指す部活動の指導に、暴力は必要ありません。

生徒が達成感や満足感を得ることのできる部活動は、指導者が生徒に寄り添い、極め細やかな指導を行なったときに可能となります。言葉を含め、力に頼る威圧的な指導は、上記のような指導ができない、未熟な指導者が用いる指導法だということを、指導者自身が自覚しなければいけません。

指導者は、「体罰や心身への暴力を部活動からすべて排除する」という強い意識で指導に臨まなければいけません。

Q11 セクハラにならないように気をつけることは？

A11 部活動では、顧問と生徒、監督と選手、指導する側とされる側、大人と子どものように、何重もの力関係が存在していることを指導者自身が認識するとともに、公私の区別をつけることが大切です。

閉鎖された空間で1対1にならない。

身体に触れなければならないときは、理由を説明する。

不快に感じるような触れ方をしない。

身体接触を必要としない指導法を考える。

身体的特徴を話題にしない。

生徒の私物に勝手に触れない。

生徒や保護者と個人的に連絡を取り合わない。

保護者からの接待は受けない。 など

Q12 技術指導の力を伸ばすにはどうすればいいの？

A12 各種講座を紹介します。

長野県体育センターの研修講座

・運動部活動実技指導

・資料は長野県体育センターのホームページに掲載

<http://www.pref.nagano.lg.jp/xkyouiku/taice/yousu.html>

中学校体育連盟専門部会による講習会

・技術講習会

・審判講習会

競技団体による実技講習会

・技術講習会

財団法人日本体育協会と各競技団体による研修講座

・競技別指導者養成講習会（有料）

その他、他校の部活動顧問と指導についての情報交換をすることも有効です。

Q13 安全に部活動を行なうためにはどうすればいいの？

A13 安全に活動を行なうためには、日頃から、指導者も生徒も、ともに事故防止に対する意識を高めておく必要があります。

以下、ポイントをあげます。

施設・設備、用具を定期的に点検

不備がある場合には直ちに修繕

用具の整理・整頓

部員の力に見合った適切な練習メニュー

準備運動、整理運動の時間確保

活動の約束の徹底

・動きの方向を揃える。

・活動の順番を守る。など

他の部活動と調整（練習時間、練習場所）

事故が発生した場合の対応の確認

緊急時の対応の掲示

生徒の心身の状況を把握するための連携

・担任と ・養護教諭と ・保護者と など

*特に、入部直後の1年生の心身の状況については、細かく把握するよう心掛ける。



Q14 スポーツ外傷にはどのようなものがあるの？

A14 主なスポーツ外傷とその処置の仕方です。

足関節捻挫

足関節をねじることによって発生する外傷です。症状として、損傷部位の痛みと腫れが表れます。初期治療としてはR I C E処置が有効です。

突き指

指先に強い力がかかったときに発生する外傷です。骨折、脱臼、靭帯損傷などもあり、変形や痛みの強いときは、専門医の受診が必要です。初期治療としてはR I C E処置が有効です。

肉離れ

疲労した筋肉に急激に力を入れたときに発生しやすい外傷です。ももの筋肉のハムストリングスや大腿四頭筋、ふくらはぎの腓腹筋などによく起こります。急性期は局所を冷やして圧迫して安静を保ちますが、その後は血流を改善させるため、温めます。

R I C E処置

Rest (安静): 安静にし、損傷を悪化させない。

Ice (氷冷): 冷やすことで出血を抑える。

Compression (圧迫): 圧迫して出血を抑え、腫れを防ぐ。

Elevation (挙上): 患部を心臓より高くし、腫れを防ぐ。

患部にタオル等を巻き、その上から氷を入れた袋等を当てる。氷を入れた袋を弾力包帯等でややきつめに巻き、患部を心臓より高くする。この状態を30分間保持し、その後、20分間休む。これを4～5回繰り返す。

Q15 スポーツ障害にはどのようなものがあるの？

A15 主なスポーツ障害です。

オスグッド病

骨の成長と筋肉の伸びが間に合わず、そのアンバランスによって発生する膝の障害です。膝の下の骨の隆起、圧痛、運動時痛などが、症状として表れます。大腿四頭筋が硬くなることで障害は悪化するので、治療及び予防として大腿四頭筋のストレッチングが有効です。

シンスプリント（疲労性骨膜炎）

疲労がもとで、すねの下部が痛む障害です。治療及び予防としてアキレス腱と腓腹筋のストレッチングが有効です。

腰椎分離症

腰椎の椎弓の疲労骨折によって発生する腰の障害で、症状として腰痛を伴います。治療としては安静を保つことが大切で、コルセットを装着することもあります。予防としては腰筋のストレッチングが有効です。

Q16 家庭の理解はどのように得ればよいの？

A16 部活動が、生徒にとってより充実したものとなるためには、家庭の理解・協力が欠かせません。そのためには、学校や各部活動が目指していることを家庭に周知したり、生徒の活動の様子を把握してもらったりする必要があります。

部活動参観日や部活動懇談会の開催

1年生が部活動に入部するとき、3年生が引退して2年生に部活動が引き継がれるときなど、部活動参観日や部活動懇談会を開催し、活動方針や練習計画等について説明をする。

部活動通信の発行

部活動通信によって生徒の練習の様子を保護者に伝え、活動状況や、生徒の様子を把握してもらう。

Q17 スポーツ活動運営委員会ってなに？

A17 長野県教育委員会では、生涯学習の一環としてのスポーツ活動を保障するため、地域・学校・家庭によって組織される「スポーツ活動運営委員会」を、各中学校区に設置することを願っています。

委員会では、地域や学校それぞれの課題に沿って、様々な内容について協議することにより、共通理解を図ります。

学校教育としてのスポーツ活動の役割と地域スポーツ活動（社会体育）の役割

生徒のバランスの取れた生活や成長・安全を保障する活動の進め方

生徒・保護者・地域指導者が共々に過度の負担とならない指導体制 など

Q18 部活動と社会体育の違いはなに？

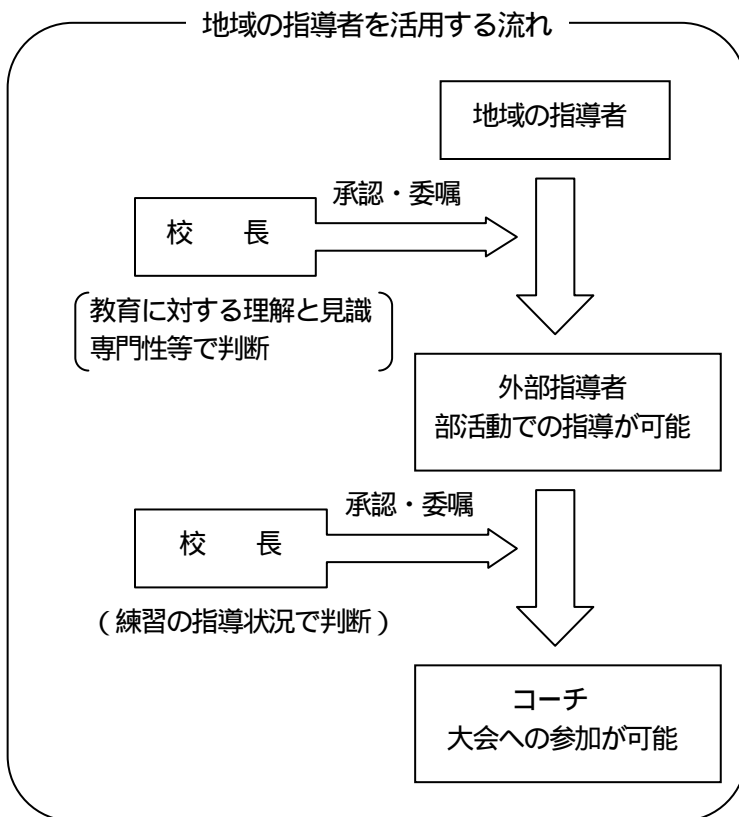
A18 部活動は学校教育の一環として、学校管理下で行なわれるものです。一方、社会体育は社会教育の1つで、地域の実情に応じで行なわれる、基本的には学校教育とは異なるものです。

例：活動中の傷害の補償

生徒が部活動で負った傷害は、授業中に負った傷害と同様、学校管理下で発生した傷害とみなされ、独立行政法人日本スポーツ振興センターの支給対象となります。しかし、社会体育において負った傷害はその支給対象とはなりません。したがって、社会体育で活動する生徒と指導者は、不測の事態に備え、傷害保険に加入しましょう。

Q19 外部指導者を活用するにはどうしたらいいの？

A19 校長が、種目に対する専門性とともに指導者としての資質を備えていると判断したとき、外部指導者の活用が決定します。
また、外部指導者の中学校体育連盟へ参加についても、校長が認めた指導者のみが参加することができます。



*年度当初、外部指導者に対するオリエンテーションを行い、学校の部活動の方針や外部指導者の心得を伝え、委嘱を行いましょ。

5 外部指導者の心得

運動部活動が、生徒にとってより充実した活動になるためには、外部指導者の協力はなくてはなりません。平成 20 年度、外部指導者に部活動指導の協力をお願いした中学校は全体の 84% になります。

部活動において、外部指導者の力を十分に発揮していただくためのポイントをまとめてみました。

外部指導者の役割

日々の練習

顧問教師を、技術指導の面や練習へ取り組む姿勢作りの面からサポートすること。

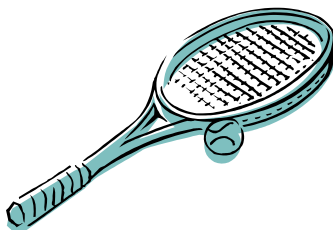
顧問教師の求めに応じ、部活動の練習計画や練習メニュー、練習試合や大会等の選手の起用について助言すること。

大会当日

コーチとして大会に参加すること。

生徒を大会に引率すること。

- ・いずれも校長の承認が必要です。
- ・外部指導者が監督になることはできません。



外部指導者に求められる資質

外部指導者は、学校教育目標具現のための一翼を担っているという自覚をもっていることが大切です。したがって、生徒の前に立って指導を行う外部指導者には、教師と同様の資質が求められます。

指導に対する熱い情熱

勝利至上主義に陥らず、指導者としての使命感や誇りをもち、子どもの人権を尊重する愛情や責任感があること。

専門家としての確かな力量

専門とする種目に関する知識、子どもを理解する力、生徒指導力、集団指導力、技術指導力があること。

学校組織の一人としての自覚

部活動の顧問をはじめとする学校職員、他の外部指導者や保護者とも協力していくことのできる協調性があること。

ハウレンソウの確実な実施

ハウ...報告 レン...連絡 ソウ...相談

指導者としての責任感

体罰やセクハラととられかねない言動は慎む。部活動にかかわることによって知り得た、子どもに関する情報の守秘義務を守る。など、行動に責任をもつこと。

総合的な人間力

子どもの人格形成にかかわる一人の人間として、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えていること。また、子どもを一人の人間として認め、尊重することのできる人権感覚を備えていること。

外部指導者が気をつけなければいけないこと

技術指導は、生徒が部活動の中で最も期待を寄せる部分であり、部活動指導の中で大きなウエイトを占める部分です。そのため、部活動指導において、外部指導者が大きな発言力をもつことは少なくありません。外部指導者が生徒や保護者から信頼されることは、指導の効果を上げる上で大切なことですが、

練習日・練習時間・練習メニュー等を、独自の判断で変える。

独自の判断で、練習試合、大会を組む。

生徒を校外に連れ出す。

部活動以外の時間に生徒を指導する。

生徒の保護者と直接連絡を取る。

などは、外部指導者に与えられた役割を越えるものとなるため、気をつけなければいけません。

外部指導者が部活動において大きな力を発揮するためには、顧問教師との連絡を密にし、与えられた役割の中で活躍することが大切です。

外部指導者活用の成功の鍵は

顧問教師との二人三脚

顧問教師と外部指導者との密接な連携がポイント

6 より良い指導者になるために

指導者がすべきことは、生徒自身が自主的、積極的な行動に取り組むための環境づくりです。そこで、生徒が自立(自律)し、自ら進んで取り組むようにするために、「PATROL」をしてみましょう。

“ PATROL ” しましょう

Process : 「結果ではなく、経過を重視しましょう」

結果を評価するのではなく、その行動や言動を重視しましょう。どんな結果であろうとも、結果にいたるまでの努力や行動があったはずです。いい結果が出たときも悪い結果が出たときも、生徒と一緒に原因を考えて見ましょう。

Acknowledgment : 「承認しましょう」

生徒の意思を尊重し、その行動や言動を承認することが重要です。自らの存在を認められることが、生徒にとって大きな励みとなるのです。

Together : 「一緒に楽しみ、一緒に考えましょう」

何よりも指導者自信が楽しくなければ、生徒も楽しくありません。生徒とともにスポーツを一緒に楽しみましょう。

Respect : 「尊敬しましょう、尊重しましょう」

年齢、性別に関係なく、すべての人を尊重する気持ちを持ちましょう。10人いれば10人の個が存在します。生徒の個性を尊重しましょう。

Observation : 「よく観察しましょう」

生徒をよく観察しましょう。体調は万全か、悩み事はないだろうか。見ていなければわかりません。「見られている」ことで生徒は安心するのです。

Listening : 「話をよく聴きましょう」

自分が話すより、生徒の話を聞く時間を多くとるように心がけましょう。指導者が「なってほしい生徒」ではなく、生徒自身が「なりたい」自分を意識し、気づかせるためには、生徒自身にたくさん話す機会をつくってあげましょう。

7 緊急時への対応

学校教育の一環として行なわれる部活動は、常に安全が確保された状態で行なわれる必要があります。しかしながら、身体活動を伴う運動部活動の実施にあたっては、事故の発生を全くななくすということは、残念ながら、不可能であると言わざるを得ません。そこで、各指導者は、事故の防止に努めるのはもちろんのこと、事故が発生した場合であっても、その被害の状況を最小限に食い止めることができるよう、日頃から、その対応の仕方を明らかにし、部員を含め、確実に実施できるようにしておく必要があります。

学校事故報告

事故が発生してしまった場合、教育委員会に対して、次の事故報告を提出することになっています。

< 事故速報 >

緊急を要するものは直ちに、速報カードを作成し、市町村教育委員会・教育事務所へ電話とFAXで報告する。

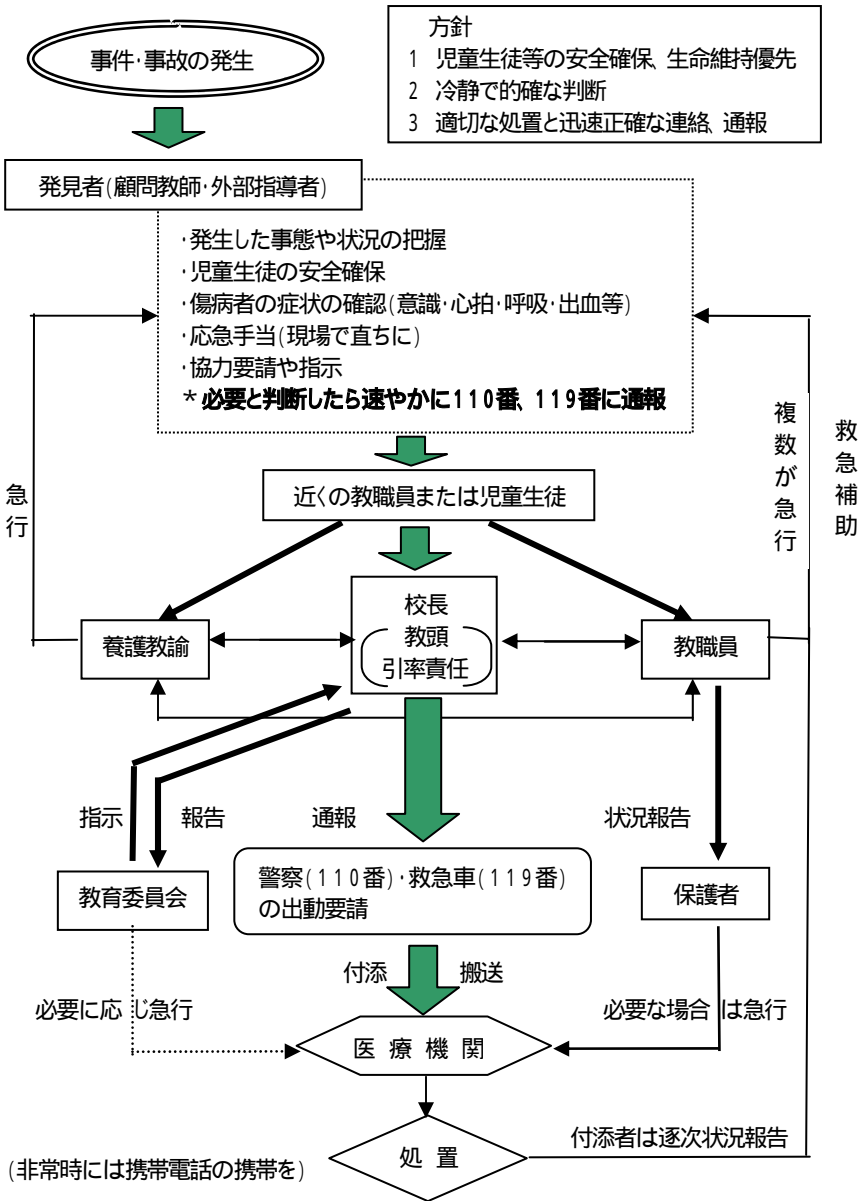
< 学校事故報告書 >

事故発生後3日以内に、学校事故報告書を2部作成し、市町村教育委員会へ提出する。

< 学校事故処理(完結)報告書 >

学校事故の原因が教職員等にあるもの、学校事故及び問題行動が社会に及ぼす影響が大きく、学校管理運営、生徒指導上、厳しく反省を求められるものと校長が判断したものに該当する場合、校長は報告書を2部作成し、市町村教育委員会へ提出する。

緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制



8 応急処置

運動にかかわる事故を防ぐポイント

1. 運動やスポーツの前は十分に準備運動を行いましょう。
2. 健康状態や体調などを考慮して無理をしないようにしましょう。
3. 自分が行うスポーツの内容をよく知り、どんな事故が多いのかを調べ、事故防止に努めましょう。
4. もしもの時に適切な応急手当ができるよう救命講習に参加し、応急手当を身につけておきましょう。
5. 救急箱を備えておきましょう。
6. 休日診療体制の情報は、区報・市報等に掲載されていますので「いざ」というときのために保管しておきましょう。

事故が起こってしまったときは？

1. 生命に直接関係するような応急手当が優先です。
2. 出血がある場合は直接圧迫止血法が基本です。

【直接圧迫止血法】

清潔で厚みがあり出血部位を十分に覆うことができる大きさのガーゼや布を出血部位にあて、その上から強く圧迫して止血する。

感染防止のため、ゴム手袋やビニール袋等を使用しましょう。



3. 骨折、骨折が疑われる場合には固定します。

【固定処置】

骨折部位を矯正することはしない。

四肢の場合は骨折部の上下関節が動かないよう副子を用いて固定する。

副子と固定箇所にはすき間があるときは、タオルなど柔らかいものを入れてから固定する。


- ・ 副子・・・四肢の骨折（脱臼）固定に用いるもので、骨折（脱臼）部の動揺を防止するための支持物をいれます。
- ・ 副子のかわりをする身近なもの
新聞紙を折りたたんだもの、ダンボールを切り重ねたもの、雑誌や板、杖、傘、毛布、座布団など。



東京消防庁 救急アドバイス スポーツの秋 けがにご注意

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>

 **熱中症にご用心** 

 **熱中症にならないようにしよう!** 

1. 炎天下や非常に暑い場所での長時間の作業やスポーツは避けましょう。
2. スポーツドリンクや薄い食塩水（500mlに1gの割合）などを

こまめに補給しましょう。

3. 体調が悪いときは無理をしないようにしましょう。
4. こまめに休憩をとりましょう。
5. 外出時は帽子をかぶる・日傘をさすなど、直接日光に当たらないようにしましょう。

熱中症になってしまったら！？

暑さの中で少しでも、体調不良を感じたら無理をしないようにしましょう。

熱中症の症状には以下のようなものがあります。

- ・痛みを伴う筋肉のけいれん（こむら返りなど）
- ・全身のけいれん ・めまい ・意識障害 ・吐き気、嘔吐
- ・全身の倦怠感 ・脱力感 ・のどの渇き ・尿量の減少
- ・体温上昇 ・発汗多量 ・皮膚の乾燥

少しでも熱中症かな？と思ったら

1. 衣服をゆるめて楽にしましょう。
2. 風通しのよい日陰や、冷房の効いた所に移動しましょう。
3. 冷たい水で冷やしたタオル（冷たいペットボトルなどでも代用できます）を脇の下やももの付け根に置き、体を冷やしましょう。
4. 早めに医療機関を受診しましょう。
5. 自分で飲めるようなら、水分補給（スポーツドリンクや薄い食塩水）をさせましょう。ただし、意識障害などがあり、自力で飲めそうもない場合は無理に水分補給をする必要はありません。



東京消防庁 救急アドバイス 熱中症にご用心

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>

AED (自動体外式除細動器) を用いた救命処置の要領

AED (自動体外式除細動器) とは・・・

Automated External Defibrillator

の頭文字を取ったものです。

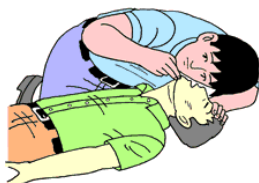
1 肩を叩きながら声をかける



2 反応がなかったら、大声で助けを求め、119番通報とAED搬送を依頼する



3 気道確保と呼吸の確認



気道確保し、「普段どおりの息」をしているかを10秒以内で確認します。

4 呼吸がなかったら、人工呼吸を2回行う



1秒かけて、胸の上がりが見える程度の量を2回吹き込む。

人工呼吸ができないときは省略できる。

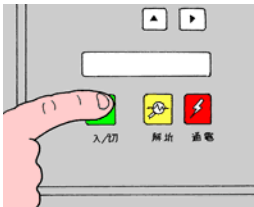
5 人工呼吸が終わったらすぐに胸骨圧迫



胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返して行います。

**強く・速く・絶え間なく
圧迫解除は胸がしっかり戻るまで！**

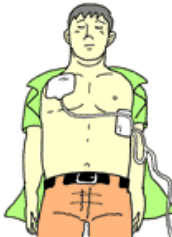
6 AEDが到着したら



まず、電源を入れる。

*ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。

7 電極パッドを胸に貼る



電極パッドの正しい位置(成人)

電極パッドを貼る位置は電極パッドに書かれた絵のとおり、また皮膚にしっかりと貼ります。体が汗などで濡れていたらタオルで拭き取ってください。

8 電気ショックの必要性をAEDが判断する



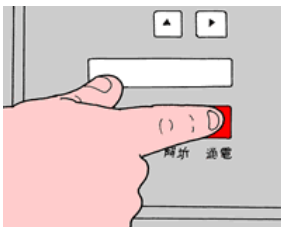
心電図解析中は誰も傷病者に触れてはいけません。

9 ショックボタンを押す



誰も傷病者に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押します。

ショックボタン



以後は、AEDの音声メッセージに従います。
心肺蘇生とAEDの手順は、救急隊に引継ぐか、何らかの応答や目的のある仕草（例えば、嫌がるなどの体動）が出現したり、普段どおりの息が出現するまで続けます。

東京消防庁 救急アドバイス 倒れている人を見たら（応急手当の手順）

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>

9 資料

文部省・文部科学省

文初中第 275 号

昭和 32 年 5 月 16 日

各都道府県教育委員会、各都道府県知事、
各附属学校をもつ国立大学長、各国立高等学校長あて

文部省初等中等教育局長通達

中学校、高等学校における運動部の指導について

運動部の指導は、学校教育の一部として、生徒の正常な身体的発達を図るとともに責任、協力、寛容、明朗などの望ましい態度、習慣の育成を旨として行われるべきものであるが、最近運動部に属する生徒の暴力的な行動や不良行為が一部に起こっていることは、まことに遺憾であります。

これについては、学校における生徒指導や特別教育活動一般の問題として検討し、指導の強化を図る必要があるが、この際学校における運動部の指導について下記事項に留意され、運動部の運営が、単に生徒の自主的活動に放任されることなく、学校教育の一部としてじゅうぶんな指導が行われるよう、御配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会および学校に対し、この通達の周知徹底方についてよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 運動部の活動は、学校教育活動の重要な場であるから、校長は、生徒の自主的活動が健全に行われるよう、運動部長や種目別の各部の担当教員などを監督して、その指導の万全を計ること。
- 2 校長の特に留意すべき点
 - (1) 運動部の技術的なコーチを教職員以外に求める場合は、その人の人格が生徒に与える影響の大きいことを考え、教育に対して理解と見識をそなえた人を校長の責任において委嘱すること。
 - (2) 経済的な協力を先輩や後援会などの外部から受けた場合でも、そのことのために運動部の正常な運営がゆがめられたり、対外運動競技への参加が強制

されることのないよう配慮すること。

- (3) 運動部の先輩や講演会などが、対外運動競技の場合に、行き過ぎた激励や応援を行って、生徒に悪い影響を与えないように配慮すること。
- (4) 生徒を対外運動競技に参加させる場合は、「生徒対外運動競技の基準」(昭和32年5月15日文中第249号文部事務次官通達)によること。
- (5) 運動選手に対し、試験を免除したり、採点を加減するなど、一般生徒と差別のある取扱をしないこと。

3 運動部長の特に留意すべき点

- (1) 運動部長は、種目別の各部の活動全体について掌握し、学校全体の行事や活動との調整を図ること。
- (2) 運動部長は、施設用具などが選手のみに独占されることのないように指導すること。

4 種目別の各部の担当教員の特に留意すべき点

- (1) 種目別の各部の担当教員は、単に名目だけでなく、たえず部の活動全体を掌握して指揮監督に当たること。
- (2) 生徒が運動に入学あるいは退部する場合は、種目別の各部の担当教員は、本人の意志、健康などをじゅうぶん考慮し、ホームルーム教師や父兄とも連絡して、適切な措置と指導をすること。
- (3) 運動部の運営が対外運動競技における勝利のみを目標とし、あるいは部の団結を重視するあまり、上級生が同僚や下級生に能力をこえた練習を強いたり、さらに、暴力的な行動にまで及ぶことのないようじゅうぶん指導すること。
- (4) 運動部の練習については、生徒の健康や学業をじゅうぶん考慮するとともに、できるだけ短時間に練習効果のあがるように指導すること。

5 合宿練習の指導において特に留意すべき点

- (1) 合宿生活においては、教師は必ず寝食をともにして監督し、その生活がとかく運動練習のみに偏りがちであるので、運動練習以外の生活においても、学習その他について自主的に計画を立てるよう指導し、日々の生活が規則正しく行われるよう配慮すること。
- (2) 合宿生活は、ややもすると、飲酒、喫煙、その他好ましくない遊びや集団的な非行の機会になりがちであるから、教師は常に生徒の行動を確実に把握してその生活全般にわたる指導に留意すること。

- (3) 合宿練習は、通常の場合の練習と異なって、練習時間や練習量が多く、生徒は心身ともに疲労を増してくるので、教師は個々の生徒の健康や衛生に留意し、病気になったり、傷害を起こしたりするものがないよう注意すること。
-

文体体第 223 号

昭和 43 年 11 月 8 日

各都道府県教育委員会 各都道府県知事

各附属学校をもつ国立大学長 各国立高等学校長あて

文部省体育局長通達

中学校、高等学校における運動クラブの指導について

中学校、高等学校における運動クラブは、各種の運動の練習を通じて、生徒の自発的な活動を助長し、心身の健全な発達を促し、進んで規律を守り、たがいに協力して責任を果たすなどの社会生活を営むに必要な態度を養うよい機会がありますが、指導が行き届かない場合においては、規律が乱れたり、勝敗にとらわれてゆきすぎた練習や暴力的行為が行われたりするなどのあやまった行動を招くおそれがあり、最近、そのような望ましくない事例が一部にみられたことは、まことに遺憾であります。

運動クラブの指導については、「中学校、高等学校における運動部の指導について(昭和 32 年 5 月 16 日文初中第 275 号文部省初等中等教育局長通達)」をもって、関係者の格別のご配慮をお願いしてまいりましたが、さらに下記事項に留意し、一層効果をあげるようにご配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会及び学校に対し、この趣旨の周知徹底方について、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 校長はじめ運動部長などの運動クラブの責任者、種目別の各クラブ担当教員などによる指導組織を確立し、関係教員全員が連携を密にし、協力して指導の徹底を図るようにすること。
- 2 種目別の各運動クラブの担当教員は直接指導に当たるように努めるとともに、関係教員相互の協力体制を整えて、部員から必要に応じ報告を求めた

り、随時巡回したりするなどの適当な方法によりその活動状況を互いに連絡しあうようにし、運動クラブの活動の実態をじゅうぶん掌握するようにすること。

- 3 部員の健康管理にじゅうぶん留意するとともに、望ましい人間関係の育成に留意し、運動クラブに明朗快活な気風を育てるようにすること。この場合、学級(ホームルーム)担当教員や父兄ともじゅうぶん連絡を保つようにすること。
- 4 運動クラブの活動については、できるだけ時間を有効に用い、生徒の生活全体から見て調和の失われることがないように配慮すること。

文体体第 297 号
平成 10 年 1 月 20 日

附属学校を置く国立大学長 各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長あて

文部省体育局長通知

中学校及び高等学校における運動部活動について

中学校及び高等学校における運動部活動については、「中学校、高等学校における運動部の指導について(昭和 32 年 5 月 16 日付け文初中第 275 号文部省初等中等教育局長通知)」及び「中学校、高等学校における運動クラブの指導について(昭和 43 年 11 月 8 日付け文体体第 223 号文部省体育局長通知)」をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

さて、運動部活動に関しては、保健体育審議会答申(平成 9 年 9 月 22 日)において、別紙のとおり指摘がなされていますが、文部省では、平成 7 年度から、学識経験者等による「中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議」を開催し、このたび、別添のとおり、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」が取りまとめられました。

については、保健体育審議会答申やこの協力者会議の報告書を参考に、下記の事項にご留意の上、中学校及び高等学校の運動部活動について、一層適切な指導が行われるようお願いいたします。

記

1 運動部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意すること。

また、運動部活動への参加が強制にわたることのないようにすること。

2 スポーツ傷害の予防や生徒のバランスのとれた生活を確保する観点から、学校週5日制の趣旨も踏まえて休養日を適切に設定するとともに、練習時間を適切なものとするよう留意すること。また、学校が必要に応じてスポーツ医・科学等に関する情報を活用することができるよう、情報提供等に努めること。

3 生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、保護者や地域に開かれた運動部活動とする観点から、学校が必要に応じて外部指導者に協力を求めることができるよう所要の条件整備に努めることや、地域の実態に応じて保護者や地域住民との意見交換を行ったり、地域のスポーツクラブ等との交流を図ること等に留意すること。

長野県教育委員会

45 教体第 141 号

昭和 45 年 7 月 13 日

教育事務所（支所）長 県立高等学校長 市町村教育委員会

市町村学校組合教育委員会 私立校長学校長あて

教育長 総務部長通知

児童・生徒の体育活動による事故防止等について

学校における児童・生徒の体育活動の指導にあたっては、あらかじめ、ひとりひとりの健康状態や技能の度をじゅうぶん掌握して、それに即した適切な指導を行う必要があることはいうまでもありませんが、最近、このような配慮をかけたことによると思われる不慮の事故が続いて発生しています。

このため、下記事項に留意のうえ、さらに、児童・生徒の体育活動中における事故防止の徹底をはかるようにご配慮願います。

記

- 1 児童・生徒の保健管理の徹底をはかり、体育活動の指導を行う場合には、あらかじめ、体育活動に支障のある既往症の有無について熟知し、それに基づいて適切な指導を行うこと。特に新入学児童・生徒については、就学時健康診断票あるいは進学の際、小学校または中学校から送付された健康診断票により児童・生徒の健康状態を明確に掌握しておくこと。
 - 2 対外運動競技に生徒を参加させる場合には、あらかじめ健康診断を受けさせる等、選手の健康管理にじゅうぶん留意し、必要がある場合には、競技に参加させない等の措置をとること。
また特に危険を伴うような運動種目の選手の選考にあたっては、過去の競技歴等を検討して選考するようにすること。
 - 3 体育活動に使用する器械器具については、あらかじめ安全点検をじゅうぶんに行うこと。
 - 4 運動クラブの指導にあたっては、その活動の実態を掌握するための指導組織の再検討を行い、指導の徹底をはかり、いきすぎた練習や暴力行為が行われないう、格段の配慮をすること。
 - 5 日常、運動を行う場合においても、児童・生徒が自己の健康状態や体力の現状を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導の徹底をはかること。
-

57 教体第 87 号

昭和 57 年 6 月 2 日

公立高等学校長 市町村教育委員会

市町村学校組合教育委員会 私立高等学校長あて

教育長 総務部長通知

中学校・高等学校の運動部活動等における事故防止について

生徒の健康・体力の増進と競技力の向上を図るため、運動部活動等が活発に行われておりますことは喜ばしいことではありますが、最近、中学校及び高等学校の運動部活動において、心不全による死亡事故、脳脊髄損傷事故、顔面打撲による視力障害事故など生徒の死亡又は障害事故が続発していることは、まことに遺憾

であります。

つきましては、生徒の運動部活動等による事故防止を図るため、下記の事項について一層指導を行い、事故防止の徹底を図るようご配慮願います。

なお、市町村(学校組合)教育委員会にあっては管下中学校長分の通知写を同封いたしましたので、配布するとともに指導についてもよろしく御配慮ください。

記

- 1 指導体制及び指導組織の確立
- 2 活動場所の整備
- 3 施設及び器具の安全点検
- 4 生徒の事故防止に対する安全教育の徹底

特に危険を伴う陸上競技投てき練習における事故防止については、次の事項に留意のうえ実施するようにしてください。

- (1) 投てき練習においては、担当指導者が直接指導するよう努めるとともに監視体制を強化させること。
 - ・ 担当指導者が投てき練習場を離れる時は、他の指導者に安全管理を依頼するなど指導者の協力態勢を確立する。
 - ・ 投てき練習には、監視者を2名以上を必ずつけ、「声かけ」又は「笛の合図」などをさせて安全確認の徹底を図る。
- (2) 投てき練習においては、危険範囲を明示して、危険範囲内は完全無人の状態を確保し、練習中に範囲内に生徒を入れないようにし行うこと。
 - ・ 各校の実状に応じてそれぞれの運動種目間で時間をずらしたり、場所をかえる等の工夫をする。
 - ・ ロープ、赤旗、くい等で危険範囲を標示する。
 - ・ 安全を確保するための囲い等を工夫する。
- (3) 練習についての安全指導を徹底すること。
 - ・ 生徒の技能・体力等に応じた指導を図る。
 - ・ ハンマー、やり等の安全な回収の仕方や投げるときの合図の仕方などを充分理解させるとともに安全に対する態度の育成を図る。
- (4) 学校以外の競技場(投てき専用競技場、河川敷グラウンド等も含む)での投てき練習においても上記同様留意すること。他の種目との練習時間帯や場所を考えたり、お互いに監視員の役割を行うなど安全については(学校施設使用と同様)留意させること。おって、事故防止等についての通達文書等は次

のとおりであるので、再確認のうえ参考にし、事故防止について万全の措置をお願いします。

- 1 中学校・高等学校における運動部の指導について
(昭和32年5月16日付 文初中第275号 文部省初等中等教育局長通達)
 - 2 学校の体育行事における事故防止について
(昭和41年2月8日付 文体体第83号 文部省体育局長通達)
 - 3 中学校・高等学校における運動クラブの指導について
(昭和43年2月8日付 文体体第223号 文部省体育局長通達)
 - 4 児童・生徒の体育活動による事故防止について
(昭和45年7月13日付 45教体141号 長野県教育長 総務部長通知)
 - 5 学校における体育活動の安全指導 第1集 (昭和54年2月)
 - 6 学校における体育活動の安全指導 第2集 (昭和55年2月)
 - 7 学校における体育活動の安全指導 第3集 (昭和56年2月)
 - 8 安全指導の手びき 中学校編 及び 高等学校編
(昭和54年3月) (昭和56年3月)
-

5 教体第235号
平成6年2月7日

教育事務所長 市町村教育委員会
市町村学校組合教育委員会あて

教育長通知

中学校部活動の適正な運営について

このことについては、かねてから特別な御配慮をいただいております。

さて、御承知のように近年の社会情勢の変化に伴い、生涯学習・生涯スポーツの必要性が高まり、中学校の部活動も極めて重要になってきておりますが、活動中の障害も多く発生しており、より一層の適切な運営を図る必要があります。

つきましては、下記事項に御留意の上、適正な中学校部活動の運営が図られるよう貴管内中学校に御指導願います。

なお、昭和57年7月15日付教指第273号「中学校部活動の適正な運営につ

いて」(通知)は、廃止します。

記

- 1 部活導入部の生徒の願い及び能力・適正等を把握し、一人一人に応じた指導に配慮すること。
 - 2 活動にあたっては、生徒の生活リズムに留意するとともに、発育期の生徒であるので過度の練習を慎み、休息日を設ける等生徒の健康管理及び事故防止に十分配慮すること。
 - 3 部活動の教育的意義、指導計画、活動内容については、生徒並びに保護者の理解を深めるように努めること。
 - 4 季節等により指導時間の弾力的な運用に配慮し、効率的で効果的な指導を図ること。
-

13 教体第 64 号

平成 13 年 4 月 23 日

教育事務所長 県立学校(短大を除く)長 市町村教育委員会

市町村学校組合教育委員会 私立学校(中・高)長

郡市体育指導委員連絡協議会長 県・郡市体育協会長

種目別競技団体長あて

長野県教育委員会教育長 長野県総務部長通知

児童生徒の運動競技について

この度、文部科学事務次官から児童・生徒の運動競技について廃止の通知がありました。

これに伴い、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会、全国高等学校体育連盟、財団法人日本中学校体育連盟及び全国連合小学校長会の4者により、『文部省通知「児童・生徒の運動競技について」の廃止に伴う新たな児童生徒の運動競技の取り扱いについて』の申し合わせがなされました。

ついては、申し合わせの趣旨をご理解の上、適切に対応されますようお願いいたします。

また、昭和 54 年 5 月 14 日付け 54 教体第 44 号「児童・生徒の運動競技につ

いて(通知)」は廃止します。

なお、市町村(学校組合)教育委員会にあっては、貴管下の学校に対して、この旨を周知くださるようお願い申し上げます。

記

文部省通知「児童・生徒の運動競技について」の廃止に伴う 新たな児童生徒運動競技の取扱いについて

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加が成されるよう、次の基準によるものとする。

各団体は、この基準に沿って運動競技の実施及び参加が適性になされるよう取り計らうものとする。また、その際は、各団体がこの基準を超えない範囲で詳細な定めを設けることができる。

児童生徒の運動競技に関する基準

1 学校教育活動としての運動競技について

(1) 運動競技の開催・参加について基本的事項

小学校、中学校又は高等学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。

主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達から見て無理がないように留意する。

主催団体、学校ともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。

(2) 運動競技会の開催・参加回数等

小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として都道府県内における開催・参加とする。

中学校の運動競技会は、都道府県における開催・参加を基本としつつ、

地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。

高等学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加のほか、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。

この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準が高いものを選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省(文部省)と財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

2 学校教育活動以外の運動競技について

学校教育活動以外の運動競技(国外における競技会や遠征合宿等を含む)に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。

14 教義第 124 号 14 教指第 246 号 14 教体第 87 号

平成 14 年 6 月 10 日

市町村教育委員会教育長あて

長野県教育委員会教育長通知

中学校における部活動の適正な実施について

貴教育委員会におかれましては、部活動の実施にあたり、平成 6 年 2 月 7 日付け 5 教体第 235 号教育長通知に基づき適正に行われるようご留意いただいておりますことに、厚く感謝を申し上げます。

さて、本年 4 月から完全学校週 5 日制が導入されたところですが、部活動がその趣旨に則って適性に実施されますよう、管下の学校長への指導にあたっては、更に下記の点に御留意願います。

記

- 1 部活動が学校の教育活動の一部であることを十分考慮し、部活動を行なうことで授業に支障が生じることなどがないう、部活動以外の教育活動との均衡を図ること。
- 2 学校生活のゆとりを確保し、また、生徒の健康を保持するため、日曜日、土曜日及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 9 号）第 6 条に規定する休日（以下「週休日等」という。）においては、原則として部活動を行なわないこと。やむを得ず実施する場合は、保護者に対して十分な説明を行い、理解を得るよう努めるとともに、連続する週休日等のうちいずれか 1 日のみで行なうこと。
また、月曜日から金曜日の間において、学校全体で部活動を行なわない日を設けるよう努めること。
- 3 始業前の部活動の実施に当たっては、学校の安全管理や生徒の健康管理の面から、その実施の必要性、開始時間、実施期間等について検討するとともに、保護者に対して十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- 4 学校の長期休業期間中の週休日等以外の日において行う部活動については、長期休業の趣旨を踏まえ、午前・午後を通じた部活動を行なわない、あるいは、長期休業の全期間にわたって部活動を行なわないなど適正な実施に努めること。また、長期休業期間中の部活動の実施について、保護者に対して十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。

16 教振第 248 号 16 教義第 463 号
16 教指第 880 号 16 教文第 755 号
16 教保第 430 号 16 教体第 154 号
16 教こ第 380 号
平成 17 年 3 月 25 日

市町村(市町村学校組合)教育委員会教育長あて

長野県教育委員会教育長職務代理者

中学校における今後の運動部活動改革の方向について

貴殿におかれましては、部活動の実施にあたり、平成 14 年 6 月 10 日付け 1

4教義第124号14教指第246号14教体第87号教育長通知に基づき適正に行われるようご配慮いただいておりますことに、厚く感謝申し上げます。

さて、ご承知のように昨年12月22日に中学校運動部活動「長野モデル」検討委員会より、これからの望ましい中学校運動部活動のあり方が県教育委員会へ提言されました。県教育委員会では、本提言内容の趣旨及び提言の具現化の可能性を含め、今後の運動部活動改革の方向について検討を行いました。

運動部活動が抱えている課題は、「中学生期におけるスポーツ活動のあり方として、長期展望に立った抜本的な改革を進めない限り解決しない課題である」という認識に立ち、下記のように今後の運動部活動改革の方向を考えております。

つきましては、市町村教育委員会・校長会・長野県中学校体育連盟・長野県体育協会、長野県PTA連合会等の会において、説明及び意見交換を実施して参りますのでよろしくお願いたします。

なお、貴管内の学校へも周知願いたします。

また、長野県小・中学校長会長、長野県中学校体育連盟会長、長野県体育協会長、長野県PTA連合会長へも同様のお知らせをしましたのでご承知おきください。

運動部活動改革に向けてご理解ご協力をよろしくお願いたします。

記

- 1 中学生期におけるスポーツ活動は「一人しかいない自分が、自分らしく成長できる信州教育」に大きく貢献できる教育活動である。現在、運動部活動については様々な問題・課題が指摘されているが、今後は「生涯学習の一環としてのスポーツ活動」を、地域・学校・家庭がともに力を合わせ、それぞれの実情に応じて子どもたちに保障していくことが必要である。
- 2 各市町村教育委員会は「スポーツ活動運営委員会」を中学校区ごとに設置する。この委員会は、地域・学校・家庭がともに力を合わせ、生涯学習の一環としてのスポーツ活動を保障するために、各中学校区の関係者によって組織する。
- 3 「スポーツ活動運営委員会」は、地域・学校それぞれの課題に沿って、次のような内容を協議し運営する。
 - (1) 自校の運動部活動が抱える課題や将来的なスポーツ活動のあり方を協議し、それに基づいた地域のスポーツ活動の目指す方向について共通理解を図る。その際、十分、学校教育としてのスポーツ活動の役割と地域スポーツ活動の役割について協議する。

- (2) 生涯学習の一環としてのスポーツ活動を保障していく方略を検討する。
 - (3) 生徒のバランスのとれた生活や成長・安全を保障する活動の進め方については、十分共通理解を図る。
 - (4) 生徒・保護者・地域指導者のニーズの充足はもちろんであるが、活動については共々に過度の負担とならないよう指導体制のあり方を工夫する。
 - (5) 受益者負担が原則であるが、過度の負担が生じないよう予算保障のあり方を検討する。
- 4 1～3については、各学校が抱える課題や地域の実情が異なるため、県下一律に進めることはむずかしいが、平成19年度までには各中学校区で「スポーツ活動運営委員会」を設置するとともに、週休日・休日にスポーツ活動を行う場合は、可能な限り地域のスポーツクラブとして実施できるようにする。
- 5 県教育委員会では、運動部活動の改革を進めるため、次の支援をする。
- (1) スポーツ活動運営委員会担当者会を開催し、市町村教育委員会及び中学校へ運動部活動の改革に対する理解を図る。
 - (2) 各中学校を担当する教育支援主事を設け、スポーツ活動運営委員会の立ち上げ・運営、その他ニーズに応じた支援をする。
 - (3) 地域スポーツ活動に貢献できる指導者の育成を図る。
 - (4) 運営に必要な予算に対する支援は、今後検討する。
 - (5) モデル地域を指定し、成果を普及させる。

補足

大会参加に関しては、中学校区の地域スポーツ活動を中体連の学校代表として学校長が判断していくこととなる。

学校教育の一環としてだけの部活動から、生涯学習の一環として地域のスポーツクラブで活動していくことに伴い、地域の実情に応じて障害者や高齢者等を含めた幅広い地域スポーツの活性化（総合型地域スポーツクラブ）に中学生が貢献していくこととなる。

別添資料を参考に各地域・各学校の実情に応じ長期的展望に立って改革を進めることとなる。

21 教義第 41 号 21 教指第 82 号 21 教入第 142 号
平成 21 年 4 月 24 日

市町村(学校組合)教育委員会教育長あて

長野県教育委員会教育長通知

中学校における部活動の適正な実施について

貴教育委員会におかれましては、部活動の実施にあたり、平成14年6月10日付け14教義第124号14教指第246号14教体第87号教育長通知(別紙写)に基づき、適正に行われるようご配慮いただいておりますことに感謝申し上げます。

しかし、中学校における部活動について、一部に適正を欠く事例が見受けられます。

については、同通知について再度ご確認いただき、貴管理下の各中学校に部活動が適正に行われるよう周知、ご指導くださるようお願いいたします。

最近では地域のスポーツクラブに所属し活動している生徒も多くなってきました。生徒の健康を保持するため、活動が過度の負担にならないよう、また、部活動の休息日が確保できるようあわせてご指導をお願いいたします。

なお、体罰の厳禁、事故防止、万一の事故等の場合の適切かつ迅速な対応についてもご指導をお願いいたします。

また、本通知が、保護者、地域の皆様にもご理解いただけるようご配慮願います。

長野県中学校体育連盟

長野県中学校総合体育大会・地区大会・新人大会引率規程

第1条 趣旨

日本中学校体育連盟は、平成14年度より外部指導者の大会引率を特例として認めた。これを受け、長野県中学校体育連盟は、校長が校長または教員の引率が不可能でやむを得ないと判断した場合に限り、特例として長野県中学校総合体育大会・地区大会・新人大会(以下大会という)の外部指導者の引率を認

める。ただし外部指導者を引率者として認めた場合、他校の教員または校長に監督を依頼するものとする。

第2条 引率及び責任に関すること

大会の引率は、当該校の校長または教員とする。ただし、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。また、引率に関わる責任は校長が負うものとする。

外部指導者に引率を依頼する場合、学校長は本規程に則り引率を依頼する。ただし引率者は監督を兼ねることはできない。

- (1) 外部指導者の引率は外部指導者の条件に合う場合に限る。
- (2) 一人の外部指導者が引率できる学校は一校を原則とする。
- (3) 外部指導者に引率を依頼する場合、校長は以下の手続きをとる。

引率依頼書（依頼元学校長から依頼する外部指導者へ）(様式B)

引率承諾書（依頼された外部指導者から依頼元学校長へ）(様式C)

引率者・監督者報告書（依頼元学校長から大会会長へ）(様式H)

第3条 引率者として認める外部指導者の条件

引率者として認める外部指導者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- (1) 成人であること。
- (2) あらかじめ、校長との間で外部指導者としての契約が交わされ、学校教育方針に基づき、学校教職員と連携し、日ごろから生徒の指導に当たっていること。（様式A <例>外部指導者契約書）
- (3) 任意の傷害保険等に加入していること。

第4条 外部指導者の引率を認める種目

陸上競技 体操 新体操 柔道 剣道 水泳 卓球 相撲

バドミントン ソフトテニス スキー スケート

陸上・水泳のリレーは個人種目として扱わない

ソフトテニスはダブルスのみなので個人種目として扱う

第5条 監督に関すること

引率者としての外部指導者は監督の資格を認められないので、次の条件にあう校長または教員に監督を依頼すること。

- (1) その大会に監督として参加する他校の校長または教員であること。
- (2) 同一郡市内の校長または教員を原則とする。ただし全国大会の場合は柔軟に対応する。

- (3) 一人の校長または教員が依頼されるのは一校または二校とする。
- (4) 監督を依頼する校長は以下の手続きをとる。
- 監督依頼書 1 (依頼元学校長から依頼先学校長へ)(様式 D)
 - 監督依頼書 2 (依頼元学校長から依頼する校長または教員へ)(様式 E)
 - 監督承諾書 1 (依頼先学校長から依頼元学校長へ)(様式 F)
 - 監督承諾書 2 (依頼された校長または教員から依頼元学校長へ)(様式 G)
 - 引率者・監督者報告書(依頼元学校長から大会会長へ)(様式 H)
- 北信越大会では県予選会から本大会までの期間が短い県があり、～ の手続きが省略されている。

第6条 必要書類及び提出先

外部指導者に引率を依頼し、監督を他校の校長または教員に依頼した場合の必要書類及び提出先

学校間で確認するもの(大会本部への提出はない)

引率依頼書(依頼元学校長から依頼する外部指導者へ)(様式 B)

引率承諾書(依頼された外部指導者から依頼元学校長へ)(様式 C)

監督依頼書 1 (依頼元学校長から依頼先学校長へ)(様式 D)

監督依頼書 2 (依頼元学校長から依頼する校長または教員へ)(様式 E)

監督承諾書 1 (依頼先学校長から依頼元学校長へ)(様式 F)

監督承諾書 2 (依頼された校長または教員から依頼元学校長へ)(様式 G)

大会本部に提出するもの

引率者・監督者報告書(依頼元学校長から大会会長へ)(様式 H)

付則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

平成 16 年 4 月 13 日 一部改正

平成 18 年 4 月 14 日 一部改正

長野県中学校総合体育大会 合同チーム参加規程

第1条 趣旨

「全国中学校体育大会合同チーム参加規程」の実施に伴い、少人数の運動部に対して複数校合同チームの全国中学校体育大会及び北信越中学校体育大会

への参加が認められるようになった。これをうけ、長野県中学校体育連盟では勝利至上主義のためのチーム編成でなく、単独でチーム編成ができないことの救済措置として、合同チームでの大会参加を認めることとする。

尚、合同チームで参加する場合は下記の条件をすべて満たしていることが必要である。

第2条 編成の条件

- (1) 合同チームの編成を希望するそれぞれの学校において、学校教育活動計画に基づいて部が設置され活動していること。
- (2) 合同チームの各校は、長野県中学校体育連盟に加盟していること。
- (3) 合同チームは、予選会を構成する郡市中体連内で編成する。
上位大会に勝ち進んだ場合、予選会での構成メンバー以外に新たなメンバーを加えることはできない。

第3条 合同チーム承認種目

個人種目のない、以下の7競技種目に限る。(全国大会参加規程に準じる)
バスケットボール(5) サッカー(11) バレーボール(6)
軟式野球(9) ソフトボール(9) ハンドボール(7)
アイスホッケー(12)

但し、()内の部員数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

第4条 合同チーム編成基準

合同チームを編成できる場合

- (1) 合同チーム承認種目において、部員数を下回った2校による合同チーム
- (2) 合同チーム承認種目において、部員数を下回った3校以上による合同チーム
- (3) 部員数に余裕のあるチームから、部員を借りる合同チーム
次のような場合は合同チームの編成は認められない。
 - (1) 単独でチーム編成が可能な学校が、部員数の足りない学校を取り入れた合同チーム

第5条 編成の手続き

- (1) 合同チーム編成の条件を満たしている学校の校長は、教育上合同チーム編成が必要であるとの判断のもと、他中学校に合同チーム編成を働きかけることができる。
- (2) 合同チームを編成することに学校長間で合意がされた場合、当該校の校

長は郡市中学校体育連盟会長に「合同チーム大会参加承認申請書（様式イ）」を提出する。

- (3) 郡市中学校体育連盟会長は、郡市専門委員長に合同チーム編成の趣旨と条件・基準に適合しているかの審査を依頼し、その結論を準拠として承認の可否を判断するものとする。郡市専門委員長は、地区または県専門委員長とも連絡を取り合い、十分に審査を行うこと。
- (4) 承認の可否については該当の郡市中学校体育連盟会長が速やかに行う。
- (5) 承認の判断が下された段階で、郡市中学校体育連盟会長は「合同チーム大会参加受諾書」（様式ロ）を当該校に交付し、地区中学校体育連盟会長及び県中学校体育連盟会長に「合同チーム大会参加受諾書」の写しを送付する。また、郡市専門委員長は地区専門委員長及び県専門委員長に連絡する。
- (6) 大会参加申し込み手続きは該当校の校長が話し合いの上、代表校長が行う。

第6条 チーム名

- (1) チーム名は校名連記とする。
- (2) 校名の順番は、該当校で話し合い定める。

第7条 ユニフォーム

- (1) 保護者の経済的負担及びチームの継続性等を考慮し、原則として合同チームでユニフォームを新調しない。
- (2) 大会開催要項に合同チームのユニフォームについて、該当競技において特別規程を明記する。

[特別規程例] 片方のチームのユニフォームを利用する。

第8条 引率並びに監督

合同チームの引率・監督は出場校の校長または教員が当たるものとする。但し、やむを得ない場合は代表引率・監督を認める。

付則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成18年4月14日 一部改正

平成19年4月16日 一部改正

参考・引用文献一覧

- 文部科学省 みんなでつくる運動部活動 あなたの部に生かしてみませんか -
平成 11 年 3 月
- 埼玉県教育委員会 運動部活動資料「運動部活動Q & A」 平成 13 年 3 月
- 茨城県教育委員会 第 31 集 学校体育指導資料「望ましい運動部活動のあり方」
平成 17 年 11 月
- 東京都教育委員会 部活動顧問ハンドブック 平成 19 年 4 月
- 東京都教育委員会 外部指導員のための部活動指導の手引き 平成 20 年 3 月
- 青森県教育委員会 スポーツ活動の指針（改訂版） 平成 20 年 3 月
- 長野県高等学校体育連盟 運動部活動の顧問として 平成 20 年
- 神奈川県教育委員会 部活動指導ハンドブック 平成 21 年 9 月
- 財団法人日本体育協会 21 世紀のスポーツ指導者 望ましいスポーツ指導者とは
- 東京消防庁 救急アドバイス スポーツの秋 けがにご注意
東京消防庁 救急アドバイス 熱中症にご用心
東京消防庁 救急アドバイス 倒れている人を見たら（応急手当の手順）
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>

長野県地域スポーツ人材活用促進委員会

	氏名	所属・課
委員長	橋本 政晴	信州大学教育学部講師
副委員長	土屋 聖史	長野市立戸隠中学校校長
委員	勝見 藤一	上田市立菅平中学校教頭
	濱 和夫	諏訪市立西中学校教諭
	土屋 一夫	東御市教育委員会事務局教育課
	小池 弘郷	箕輪町教育委員会事務局生涯学習課
	横林 智子	松本市教育委員会事務局学校教育課指導主事
	橋本 勝正	白馬村体育指導委員長
	丸山 茂幸	信濃町教育委員会事務局生涯学習係
	佐々木俊輔	阿南町教育委員会事務局社会教育係
	竹村 昭浩	長野県中学校体育連盟事務局幹事
	齋藤 善治	財団法人 長野県体育協会指導主事
	藤牧 博和	長野県体育センター専門主事
	立花 達也	上田市立菅平中学校スキー部外部指導者
	清水 優	長野市立東北中学校女子バスケットボール部外部指導者
	事務局	長野県教育委員会事務局スポーツ課
		飛沢 文人
	井川 清海	課長補佐兼管理係長
	藤井 昭一	スポーツ振興係長
	宮本 伸一	学校体育係長
	海野 善弘	学校体育係指導主事
	小林 尚人	学校体育係指導主事
	畠山 正幸	学校体育係指導主事
	小笠原重光	学校体育係指導主事

運動部活動指導の手引き

平成 22 年 3 月 10 日印刷

平成 22 年 3 月 12 日発行

編集兼 長野県地域スポーツ人材活用促進委員会
 発行者 長野県教育委員会事務局スポーツ課